

－新たな資源プラスチックの回収について Q&A－

Q1. 資源プラスチックとは何ですか？

A:資源プラスチックとは、今まで回収をしていた「容器包装プラスチック(プラマークがあるもの)」と製品そのものがプラスチックでできている「製品プラスチック」のことをいいます。

Q2. いつから回収を実施しますか？

A:令和8年4月から開始します。

Q3. 回収日は変わりますか？

A:各自治会の回収日に変更はありません。

Q4. どうやって出せばいいですか？

A:各自治会で決められた回収日に黒いネットに入れてください。赤土リサイクルステーションでも回収を行います。

また、一辺が 50cm 以上のものは、環境保全センターへ直接搬入してください。

<赤土リサイクルステーション>

住 所:菊川市赤土 1469-1

回収時間:毎日 8:00～17:00

<環境保全センター>

住 所:菊川市棚草 1830-1

電 話:0537-35-2065

回収時間:平日 8:30～16:30(土日・祝日・年末年始を除く)

Q5. なぜまとめて出すのですか？

A:まとめて出すことで家庭での分別作業が不要になり、効率的な資源循環の仕組みの構築を目的としているため、プラスチックの資源はまとめて出してください。

Q6.資源プラスチックとして出せないものは何ですか？

A:次のものは、資源プラスチックとして回収できません。

- ・汚れが落ちないもの
- ・プラスチック以外の素材が混ざっているもの
- ・リチウムイオン電池を使用するもの
(モバイルバッテリー、電子タバコ など)
- ・電子機器

Q7. 汚れはどの程度落せばいいの？

A:汚れや臭いをとっていただくという意味ですので、水で簡単に洗ってください。汚れや臭いが落ちない場合は、燃えるごみとして出してください。

Q8. プラスチック素材 100%かわからないものはどうすればいいですか？

A:内部に金属類や電池が入っている可能性があるため、資源プラスチックに出さず、可燃ごみまたは不燃ごみに出してください。出し方がわからない場合は、環境推進課までご連絡ください。

Q9. プラスチック以外のものを取り除いて、プラスチックだけにすれば出してもいいですか？

A:分解をしてプラスチック素材 100%となる場合は資源プラスチックとして出すことができます。

Q10. 50cm 以上のものはどうすればいいですか？

A:50cm 以上のものは、環境保全センターへ直接搬入してください。しかし、50cm 未満に切断できるものは切断し、各自治会の資源物ステーションまたは赤土リサイクルステーションに出すことができます。

<環境保全センター>

住 所:菊川市棚草 1830-1

電 話:0537-35-2065

回収時間:平日 8:30~16:30(土日・祝日・年末年始を除く)